



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年8月5日（月）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
岐阜地域環境室	廃棄物対策係	福田 剛	直通 058-272-8322 FAX 058-278-3524

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和6年8月1日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

1 被処分者

（1）住 所 愛知県稲沢市祖父江町上牧宮前366番地4

（2）氏 名 YILDIRIM ABUZER

〔許可内容〕

産業廃棄物収集運搬業

- ・許可年月日 令和元年6月3日（新規）
- ・許可番号 02100209073
- ・積替え又は保管の有無 無し
- ・産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和6年8月1日

4 取消しの理由

被処分者の法第14条第5項第2号ホに規定する政令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号））第6条の10で定める使用人は、名古屋地方裁判所一宮支部において懲役の刑に処せられ、その執行を終わった日（令和2年10月6日）から5年を経過していません。

これにより、被処分者は、法第14条第5項第2号ホのうち、同号イに規定する法第7条第5項第4号ハの欠格要件に該当するに至りました。

本事実、法第14条の3の2第1項第4号に規定する許可の取消事由に該当します。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者。

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。